

議案第1号

鳥取県教育審議会への諮問について

鳥取県教育審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成19年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 中永廣樹

諮詢問(案)

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮詢します。

平成19年7月17日

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平

記

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について

- 1 社会が変化する中にあって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方
- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方

諮詢理由

平成14年6月、県教育委員会は、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や生徒の多様化等に対応するため、「次代を担う生徒を育成するための活力ある本県高等学校教育の在り方」について鳥取県高等学校教育審議会に諮詢し、平成15年10月に答申をいただきました。

現在、この答申に基づき、原則として大規模な再編成は実施せず、これまで取組んできた一連の教育改革の流れの定着を図るとともに、時代や社会の変化に速やかかつ柔軟に対応することができるよう、計画期間を概ね3年で区切りながら学科改編等に取組んでいるところです。

この間、学校評価や教職員評価・育成制度の全校実施、読書教育やキャリア教育、環境教育の推進など、学校の自立を目指した新たな制度の導入や、学校を巻く様々な課題の解決に向けた教育活動の充実に取組んできたところです。しかし、一方で、いじめや不登校など人間関係に悩む生徒の増加や規範意識の低下、また、学力向上や特別支援教育への期待など、新たな教育課題やニーズも生じてきています。

また、今後も中学校卒業者の減少は続く見通しであり、学校の一層の小規模化は避けられず、特に専門学科においては一部学科の存続が危惧されるなど、生徒の学習ニーズへの対応はもとより、地域産業への影響も懸念されます。

このような状況にあって、県教育委員会では、これから時代を生きる本県の生徒に対し、自らの目標の実現に向かって主体的に生きていくことのできる力を育成するとともに、社会で求められる創造性や協調性、豊かな人間性を育むことが必要であると考えます。そのためにも、本県の高等学校の一層の魅力づくりとともに、今後とも活力ある教育活動を維持できるよう、長期的な展望に立った今後の高等学校の在り方の検討が必要です。

については、これらの諸課題に対応し、今後の本県高等学校教育の充実を図るために、鳥取県教育審議会条例第3条第1項の規定により、標記の事項について諮詢します。

資料 1

鳥取県教育審議会「今後の県立高等学校の在り方」検討部会 審議の観点

高等學校課

【背景】

- ・前回の高校改革（平成8年高教審答申、平成10～16年度実施）
 - 学校の再編成も含む大規模な改革、キーワードは「生徒の個性の伸長、教育の多様化」
 - ・それ以前の、学校は維持し学級減を中心とする対応から転換
- ・現在の改革（平成15年高教審答申、平成18～23年度実施中）
 - 前回の大規模改革の定着を図りつつ、生徒減には学校を維持し学級減等で対応
- ・次回の改革（今回の審議対象。平成20年答申予定、平成24～30年度実施予定）
 - 現行どおり、学校を維持し学級減等で対応するか、学校の再編成も視野に入れるか
学級定員をどうするか、などの方針決定が必要
 - ・依然続く生徒減少により小規模化する学校・学科、一部学科に存続の危惧

【諮問事項】（案）

次の時代を担う生徒を育成するための今後の活力ある本県高等学校教育の在り方について

- 1 社会が変化する中にあって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方
- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方

【諮問の観点】

- 1 社会が変化する中にあって「知」「徳」「体」の育成を大切にし社会の要請に応えることができる魅力ある高等学校教育の在り方

- (1) 「知」「徳」「体」の育成を大切にした魅力ある高等学校教育の在り方
- (2) 社会の要請に応えることができる今後の高等学校教育の在り方
- (3) 自立し活力に満ちた高等学校の在り方

- 2 生徒減少期における今後の高等学校の在り方

- (1) 活力に満ち特色ある教育活動を展開するための適正な学校規模と学級定員の在り方
- (2) 社会の変化、生徒や保護者及び地域のニーズに対応するための学科・コースの在り方
- (3) 本県における中高一貫教育の在り方

資料 2

鳥取県教育審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項（スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第5項の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。）を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項（スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。）について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、在任委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。
学校運営分科会	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
生涯学習分科会	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 5 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 6 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 7 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうち

からあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。

- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第11条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

- 6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県産業教育審議会条例（昭和26年鳥取県条例第51号）
- (2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例（昭和37年鳥取県条例第14号）
- (3) 鳥取県教育課程審議会条例（昭和40年鳥取県条例第8号）
- (4) 鳥取県高等学校教育審議会条例（昭和48年鳥取県条例第28号）
- (5) 鳥取県生涯学習審議会条例（平成3年鳥取県条例第15号）